

発議第9号

令和3年12月2日

米原市議会議長 礪谷 晃 様

議会運営委員会委員長 後藤 英樹

特別委員会設置に関する決議案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

特別委員会設置に関する決議

米原市議会は、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 調査事項

米原駅東口駅前の開発事業に係る審査、調査・研究（予算に関する事項を除く。）

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法 109 条および米原市議会委員会条例（平成 30 年米原市条例第 35 号）第 6 条の規定により委員 8 人で構成する米原駅東口駅前開発特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 設置期間

米原駅東口駅前開発特別委員会の設置期間は、1 に掲げる審査、調査・研究が終了するまでとする。

提案理由

米原駅東口駅前の開発事業に係る審査、調査・研究を行う特別委員会を設置したいため、この案を提出するものである。